

【豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付】

＜確認と選択＞

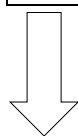
- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助の交付額確定通知を受け取っている場合。→ パターン①へ
- ☐ 耐震改修設計補助の交付は受けず、本改修補助金の交付のみ受ける場合。→ パターン②（P4）へ

補助金交付申請から交付までの流れ＜パターン①＞

＜注意点＞

- ☐ 設計及び改修の補助金の交付請求期限は2月末日までです。期限を過ぎると交付されません。
- ☐ 耐震改修設計の補助金は、改修工事完了後に改修工事の補助金と共に交付されます。

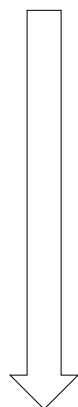
作業①	提出	事前協議	下記の書類を担当課まで提出してください。
-----	----	------	----------------------



（必ず必要となる書類）

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修事前協議書（様式第1号）

作業②	提出	交付申請	下記の書類を担当課まで提出してください。
-----	----	------	----------------------



（申請に必ず必要となる書類）

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第2号）
- ☐ 耐震改修工事の工程表

（該当する場合に必要な書類）

- ☐ 対象建築物の所有者と居住者、又は土地所有者とが異なる場合、それら利害関係者からの同意書（様式第3号）
- ☐ 対象建築物に申請者以外の共同名義人がいる場合、全ての共同名義人が署名した同意書（様式第4号）
- ☐ 今回の耐震補助金交付申請に係る業務を代理人に委任する場合の委任状（任意様式・A4サイズ）
- ☐ 町長が必要と認め、担当課より提出を求める書類

町による書類審査を経て、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付決定通知が送付されます。



※審査の結果、不交付決定通知書が送付された場合は補助金の交付は受けられません。

作業③	改修着手	交付決定を受け取った日から 30日以内 に改修に着手してください。
-----	------	--



（着手後に提出）※着手したら下記の書類を都市計画課まで提出して下さい。

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修着手届（様式第7号）

※計画を変更しなければならなくなった場合

工事開始後、計画の変更や中止をする場合は以下の書類を提出してください。

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修変更承認申請書兼変更申請書（様式第8号）
- ☐ 変更に関連する設計書類全てを提出（図面・変更後の耐震診断書・内訳明細書 等）※2部

※変更する場合は、大阪府の再審査（１０日から２週間）が必要となります。

審査中は耐震に関連する工事を中止するようお願いします。

豊能町より豊能町既存木造住宅耐震改修変更承認通知書兼変更決定通知書が交付されてから、承認された変更内容で工事を再開してください。交付前に工事を再開した場合、交付決定が取消しとなる場合があります。

工事完了後に計画と異なる改修で実施されていたことが発覚した場合は、補助金交付を取り消す場合がありますのでご注意ください。

（中止する場合に提出）

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修設計中止届（様式第 9 号）

作業⑦	中間検査申請	中間検査の申請です。必要書類を担当課へ提出してください。
-----	--------	------------------------------

中間検査とは、町長が指定する工程に達した時から４日以内に申請者より申請依頼されて実施されます。

＜町長の指定する工程とは＞

- ① 基礎の耐震改修工事が実施された場合、その状況が目視にて確認できるとき。
- ② 補強した部分（内部及び接合部を含む）が、目視にて確認できるとき。
- ③ その他、町長が指定するとき。

※中間検査は、町と大阪府の担当者による現場での検査、または書類検査となります。

※書類検査の場合は、改修箇所の写真が必ず必要となりますので、撮影忘れのないようご注意ください。

（提出書類）下記の書類を１部提出して下さい。

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修工事 中間検査申請書（様式第 12 号）
- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修工事 監理報告書（中間検査）（様式第 13 号）
- ☐ 使用金物及び部材等の出荷伝票の写し（※現場名が記載されていること）
- ☐ 改修部分のカラー写真

豊能町から現場での検査日時の連絡を行います。申請者または代理人は必ず立ち合いをして下さい。

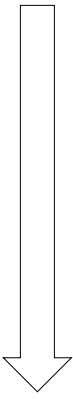
※検査日は、担当した耐震改修技術者による現場立ち合いが必要です。

※書類審査の場合は現場にはいきませんので検査日の連絡はおこないません。

町及び大阪府による現場での検査を実施します。合格と判断されれば、中間検査の合格証を送付します。

作業⑧	完了報告	耐震改修が完了しましたら、下記の書類（各１部）を提出してください。
-----	------	-----------------------------------

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修完了報告書（様式第 15 号）
- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修監理報告書（様式第 16 号）
- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修中間検査合格証の写し
- ☐ 改修工事写真 ※カラー写真・改修の過程がわかるもの
- ☐ 耐震改修工事に要した費用の請求書の写し ※補助対象経費に係る部分



☐ 耐震改修設計に要した費用の領収書の写し

☐ 耐震改修に要した費用の領収書の写し

※補助金の代理受領申請を行う場合は、申請者が業者に支払った金額が記載されたものとする。

※代理受領申請については、別紙にて説明しています。

※完了報告は、工事完了から30日以内、または2月10日までにおこなってください。

町にて提出書類及び完了報告書類の審査を行います。

書類審査に合格後、町より豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書が送付されます。



作業⑨	補助金請求	改修設計と改修の補助金請求を行ってください。
-----	-------	------------------------

<重要>請求期限は2月末日までです。期限を過ぎると補助金の交付は取消しとなります。



(申請者本人が請求・受領する場合) 以下の書類を提出してください。

☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付請求書(申請者用)【設計】様式第10号)

☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書(申請者用)【改修】様式第19号)

(補助金の代理受領申請をする場合) 以下の書類を提出してください。

☐ 補助金の代理受領に係る委任状・同意書【設計】様式第11号)

☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修設計補助金交付請求書(代理受領者用)【設計】様式第12号)

☐ 補助金の代理受領に係る委任状・同意書【改修】様式第18号)

☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書(代理受領者用)【改修】様式第20号)

豊能町より請求書に記載された口座へ補助金を振り込みます。

<補助金交付の取り消しや交付後の補助金の返還について>

不正行為や要綱違反などが判明した場合は、要綱に規定のとおり、申請者に取消しを通知し、補助金交付後の場合は返還を命じることになります。

<補助金の代理受領申請について>

補助金の代理受領申請とは、補助金の請求を耐震改修設計技術者(事業者)に委任することです。通常、申請者は費用の全額を耐震改修設計技術者(事業者)に支払い、後から補助金を受け取ります。一方、代理受領を利用する場合は、申請者は補助額を差し引いた金額のみ耐震改修設計技術者(事業者)に支払い、耐震改修設計技術者(事業者)は町から直接補助金を受け取ることとなります。

こうすることで、申請者の費用の支払いに関する負担を軽減することができます。

ただし、代理受領を利用する場合は、改修設計技術者(事業者)の同意が必要となります。

【豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付】

補助金交付申請から交付までの流れ＜パターン②＞

＜注意点＞

- ☐ 事前協議にて提出された書類（計画）の審査に4週間を要します。
- ☐ 設計及び改修の補助金の交付請求期限は2月末日までです。期限を過ぎると交付されません。
- ☐ 耐震改修設計の補助金は、改修工事完了後に改修工事の補助金と共に交付されます。

作業①	事前確認	下記の項目をチェックし、全ての項目に該当するか確認してください。
-----	------	----------------------------------

- ☐ （重要）対象建築物は、既に耐震技術者による耐震診断を受けており、診断結果の評点が1.0未満である。
- ☐ （重要）対象建築物の耐震改修計画が完成しており、その計画に基づく耐震改修を行うことで、対象建築物の評点が1.0以上となる。
- ☐ 対象建築物は、昭和56年5月31日以前に適法に建築された木造の一戸建て住宅である。
- ☐ 現に居住している、又はこれから居住するものである。
- ☐ 申請者と対象建築物の所有者は同一の者である。
- ☐ 対象建築物に係る固定資産税を滞納していない。
- ☐ 申請者の直近の課税所得金額が507万円未満である

※一つでも該当しない項目がある場合は補助を受けることができません。

作業②	提出	事前協議	下記の書類を担当課へ提出してください。
-----	----	------	---------------------

（必ず必要となる書類）

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修事前協議書（様式第1号）
- ☐ 対象建築物の建築確認済証または検査済証の写し、または建築年月日が確認できる書類
- ☐ 申請者が対象建築物の所有者であることを証明できる書類（登記事項証明書・納税通知書 等）
- ☐ 対象建築物に係る固定資産税を滞納していないことを証明できる書類（納税証明書 等）
- ☐ 申請者の直近の課税所得金額が5,070,000円未満であることを証明できる書類（課税証明書 等）
- ☐ 耐震改修技術者の有する資格証明書の写し
- ☐ 耐震改修技術者の有する耐震診断・改修講習会等の修了書、または修了者名簿の写し

（必ず提出）**※書類に不備等があれば交付決定が取り消されますのでご注意ください。**

※書類はホッチキス止めや糊付けしないでください。

添付書類	提出部数	備考
☐ （1） 付近見取図	2部	・縮尺は問わないが、位置関係がわかること
☐ （2） 現況の各階平面図	2部	

☐ (3) 耐震改修後の各階平面図	2 部	・補強箇所を番号を振り、施工方法を示すなど、補強箇所と補強内容が分かること ・天井や床の補修部分（補強に係る部分のみ）を図示すること ・仕様する金物の位置を示すこと
☐ (4) 床面積算定に係る資料	2 部	・床面積、必要耐力を算出する際の計算用床面積が確認できること ・バルコニーや玄関ポーチがある場合はその取扱いが分かること
☐ (5) 現況の耐震診断書	2 部	・評点、診断日、対象建築物の所有者名、耐震診断技術者の氏名が記載されていること
☐ (6) 耐震改修計画に基づく耐震診断書	2 部	・評点、診断日、申請者名、耐震診断技術者の氏名が記載されていること
☐ (7) 耐震改修計画に基づくN値計算書	2 部	・改修計画に基づくこと
☐ (8) 補強箇所詳細図	2 部	・補強箇所ごとに、仕様や施工方法がわかること
☐ (9) 耐震改修計画に基づく耐震改修工事見積書	2 部	・工事内容が分かる内容であること
☐ (10) 基礎伏図（現況及び改修計画に基づくもの）	2 部	・基礎の種類が混在している場合は、違いがわかるよう記載すること ・床下換気口や人通口の位置を示すこと ・ひび割れ等破損がある位置を占めること ・補修を行う場合は、改修計画に基づく基礎伏図に、補修部分・補修方法を示すこと
☐ (11) 部材・金物の仕様書等（認定書・パンフレット含む）	2 部	・認定書がある場合は添付すること ・同一の部材でも許容耐力が異なる場合は、全ての値が確認できる資料を添付すること
☐ (12) 屋根伏図（現況・改修後）	2 部	・屋根工事を行う場合に提出すること
☐ (13) 現況の写真	2 部	・カラー写真であること ・以下の内容が確認できること 外観：屋根や壁の種類、戸袋や下屋、窓の位置 内観：各部屋の壁仕様、開口部の種類、垂れ壁や欄間、天袋の有無 屋根裏・天井・床下： 壁の達している高さ、火打ちの有無、基礎の種類と状態 劣化部分：老朽度の診断内容
☐ (14) 設計者の所見	2 部	・建物重量、接合部や基礎の仕様、老朽度の劣化点数の考え方など、耐震診断の係数に影響がある

		内容について記載すること
☐ (15) 偏心率を用いる場合の計算書	2 部	・ 偏心率を用いる場合の計算過程がわかること

計画についての審査に 4 週間を要します。

作業③	提 出	交付申請	下記の書類を担当課へ提出してください。
-----	-----	------	---------------------

(申請に必ず必要となる書類)

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書 (様式第 2 号)
- ☐ 耐震改修工事の工程表

(該当する場合に必要な書類)

- ☐ 対象建築物の所有者と居住者、又は土地所有者とが異なる場合、それら利害関係者からの同意書 (様式第 3 号)
- ☐ 対象建築物に申請者以外の共同名義人がいる場合、全ての共同名義人が署名した同意書 (様式第 4 号)
- ☐ 今回の耐震改修補助金交付申請に係る業務を代理人に委任する場合の委任状 (任意様式・A 4 サイズ)

町による書類審査を経て、豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付決定通知が送付されます。

※審査の結果、不交付決定通知書が送付された場合は補助金の交付は受けられません。

作業④	改修着手	交付決定を受け取った日から 30 日以内に改修に着手してください。
-----	------	-----------------------------------

(着手後に提出) ※着手したら下記の書類を都市計画課まで提出して下さい。

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修着手届 (様式第 7 号)

※計画を変更しなければならなくなった場合

工事開始後、計画の変更や中止をする場合は以下の書類を提出してください。

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修変更承認申請書兼変更申請書 (様式第 8 号)
- ☐ 変更に関連する設計書類全てを提出 (図面・変更後の耐震診断書・内訳明細書 等) ※2 部

※変更する場合は、大阪府の再審査 (10 日から 2 週間) が必要となります。

審査中は耐震に関連する工事を中止するようお願いします。

豊能町より豊能町既存木造住宅耐震改修変更承認通知書兼変更決定通知書が交付されてから、承認された変更内容で工事を再開してください。交付前に工事を再開した場合、交付決定が取消しとなる場合があります。

工事完了後に計画と異なる改修で実施されていたことが発覚した場合は、補助金交付を取り消す場合がありますのでご注意ください。

(中止する場合に提出)

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修設計中止届 (様式第 9 号)

作業⑤	中間検査申請	中間検査の申請です。必要書類を提出してください。
-----	--------	--------------------------

中間検査とは、町長が指定する工程に達した時から 4 日以内に申請者より申請依頼されて実施されます。

<町長の指定する工程とは>

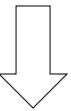
- 
- ① 基礎の耐震改修工事が実施された場合、その状況が目視にて確認できるとき。
 - ② 補強した部分（内部及び接合部を含む）が、目視にて確認できるとき。
 - ③ その他、町長が指定するとき。

※中間検査は、町と大阪府の担当者による現場での検査、または書類検査となります。

※書類検査の場合は、改修箇所の写真が必ず必要となりますので、撮影忘れのないようご注意ください。

（提出書類）下記の書類を 1 部提出して下さい。

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修工事 中間検査申請書（様式第 12 号）
- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修工事 監理報告書（中間検査）（様式第 13 号）
- ☐ 使用金物及び部材等の出荷伝票の写し（※現場名が記載されていること）
- ☐ 改修部分のカラー写真



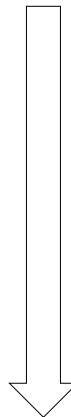
豊能町から現場での検査日時の連絡を行います。申請者または代理人は必ず立ち合いをして下さい。

※検査日は、担当した耐震改修技術者による現場立ち合いが必要です。

※書類審査の場合は現場にはいきませんので検査日の連絡はおこないません。



町及び大阪府による現場での検査を実施します。合格と判断されれば、中間検査の合格証を送付します。



作業⑥	完了報告	耐震改修が完了しましたら、下記の書類（各 1 部）を提出してください。
-----	------	-------------------------------------

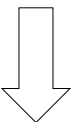
- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修完了報告書（様式第 15 号）
 - ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修監理報告書（様式第 16 号）
 - ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修中間検査合格証の写し
 - ☐ 改修工事写真 ※カラー写真・改修の過程がわかるもの
 - ☐ 耐震改修工事に要した費用の請求書の写し ※補助対象経費に係る部分
 - ☐ 耐震改修に要した費用の領収書の写し
- ※補助金の代理受領申請を行う場合は、申請者が業者に支払った金額が記載されたものとする。
- ※代理受領申請については、別紙にて説明しています。

※完了報告は、工事完了から 30 日以内、または 2 月 10 日までにおこなってください。



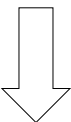
町にて提出書類及び完了報告書類の審査を行います。

書類審査に合格後、町より豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書が送付されます。



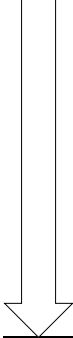
作業⑦	補助金請求	補助金請求を行ってください。
-----	-------	----------------

＜重要＞請求期限は 2 月末日までです。期限を過ぎると補助金の交付は取消しとなります。



（申請者本人が請求・受領する場合）以下の書類を提出してください。

- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書（申請者用）（【改修】様式第 19 号）



(補助金の代理受領申請をする場合) 以下の書類を提出してください。

- ☐ 補助金の代理受領に係る委任状・同意書 (【改修】様式第 18 号)
- ☐ 豊能町既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書 (代理受領者用) (【改修】様式第 20 号)

豊能町より請求書に記載された口座へ補助金を振り込みます。

＜補助金交付の取り消しや交付後の補助金の返還について＞

不正行為や要綱違反などが判明した場合は、要綱に規定のとおり、申請者に取消しを通知し、補助金交付後の場合は返還を命じることになります。

＜補助金の代理受領申請について＞

補助金の代理受領申請とは、補助金の請求を耐震改修設計技術者（事業者）に委任することです。通常、申請者は費用の全額を耐震改修設計技術者（事業者）に支払い、後から補助金を受け取ります。一方、代理受領を利用する場合は、申請者は補助額を差し引いた金額のみ耐震改修設計技術者（事業者）に支払い、耐震改修設計技術者（事業者）は町から直接補助金を受け取ることとなります。

こうすることで、申請者の費用の支払いに関する負担を軽減することができます。

ただし、代理受領を利用する場合は、改修設計技術者（事業者）の同意が必要となります。